

令和 3 年

第 1 0 回 農業委員会総会（月例会）議案

令和 3 年 9 月 7 日

前橋市農業委員会

令和3年 第10回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和3年9月7日午後1時59分
- ・閉会日時 令和3年9月7日午後2時59分
- ・開催場所 市庁舎11階南会議室

・出席委員（23人）

1番 松田 智之	2番 小池 真澄	3番 須賀 民雄	4番 平野 豊一
5番 阿久津 昌枝	6番 井田 健	7番 坂本 忠	8番 横室 辰雄
9番 関 けい子	10番 伊能 良雄	11番 齋藤 禎	12番 下田 将文
13番 矢端 晴美	14番 奥野 和子	15番 松島 敏男	16番 星野 和幸
17番 小堀 清	18番 関根 由彦	20番 青木 朱美	21番 深町 富士雄
22番 須田 一男	23番 石村 利夫	24番 江原 弘	

・欠席委員（1人）

19番 澁澤 聖一

・事務局出席者

事務局長 鵜野 明広	副参事 藤井 義嗣	副参事 片貝 早苗	係長 深澤 直純
副主幹 佐藤 信一	副主幹 篠崎 菜穂子	副主幹 福田 邦夫	主任 井上 一則
主事 小池 雪乃	主事 森田 悠紀	嘱託員 古市 直子	

・付議事件

- （1）議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について
- （2）議案第56号 農地法第4条の規定による許可申請について
- （3）議案第57号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- （4）議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請について
- （5）議案第59号 公売農地の買受適格証明願について 耕作目的
- （6）議案第60号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について
- （7）議案第61号 令和4年度市農業施策等に関する意見について
- （8）議案第62号 農地利用最適化推進委員辞任申し出に対する農業委員会の同意について

・報告事項

- （1）農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- （2）農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- （3）農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- （4）農地法転用等の意見聴取の結果について

鵜野局長	それでは、皆さんお揃いですので、ただいまより令和３年第１０回農業委員会総会を開催いたします。 開会に先立ちまして、深町会長よりご挨拶をお願いいたします。
深町会長	◇（挨拶）
鵜野局長	続きまして、本日の出席状況についてご報告いたします。なお、本日の欠席通告者は、１９番 澁澤 聖一委員の１名であります。従いまして在任委員２４名中２３名の出席であり、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。 それでは、ここからは会議規則第５条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、深町会長よろしくをお願いいたします。
議 長	《深町会長、議長に就任》 それでは、令和３年第１０回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第２５条第３項の規定により、議事録署名委員を指名させていただきます。１４番 奥野 和子委員、１５番 松島 敏男委員をお願いいたします。 それでは議事に入ります。議案第５５号 農地法第３条の規定による許可申請について、整理番号１番から３０番までの審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。
佐藤副主幹	◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、備考等を朗読、説明）
	以上、整理番号１番から２４番の申請については、農地法第３条第２項の不許可の条件には該当しないため、許可条件の全てを満たしており、また整理番号２５番については、事務処理基準に基づく許可基準を満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	なお、３番、５番、１３番から２４番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いいたします。
１１番委員 （２班班長）	整理番号３条の３番です。売買で規模拡大になります。現地・面接調査案内図１ページから２３ページです。申請地は横沢町の４筆、柏倉町の９筆で、合計２７、４４２㎡です。面接には本人と代理人が出席しました。現在、ナシ、牧草、その他の野菜を作って経営していますが、周辺の農地を借り、規模拡大し、ナシ、牧草、フキ、タケノコ、ユズ、ジャガイモと多種にわたる作物を作り、これからの経営安定に繋がりたいとのことでした。借受ける農地は荒地が多いのですが、本人がオペレーターをしているので、自分でコンボなどを使い、整地、開墾をする予定です。いろいろ見た結果、調査班としては、本人の営農意欲が認められ、また技術習得をされ、さらに営農計画等も整合性があることから、許可相当といたしました。 続きまして、整理番号３条の５番、賃貸借で新規就農です。現地・面接調査案内図２４ページから４８ページになります。申請地は馬場町４筆、粕川町３筆の計７筆、７、６９２㎡で、農用地区域内にある農地です、面接には本人と代理人が来られました。譲受人はすでに農地を借受け、ナス、ハウレンソウを栽培しています。これから農地を借り、規模拡大を図り、安定した経営をしたいとのことでした。現地のナスの手入れ状況を見ますと、本当に良くやっているなという印象でした。以前、譲受人は伊勢崎市で研修をしています。今後はハウスもやりたいとのことです。出荷先はＪＡ前橋市とＪＡ佐波伊勢崎です。調査班としては、本人の営農意欲が認められ、また技術習得の努力をされ、営農計画等も整合性があることから、就農、営農の確実性があると認められるため、許可相当としました。 続きまして、一般法人の賃貸借、新規就農になります。整理番号３条の１３番から２４番です。現地・面接調査案内図は４９ページから１０３ページです。申請地は富士見町小沢、石井、市之木場、米野、漆窪、引田に位置する農用地区域内にある農地です。全部で２０筆あります。申請法人はＡ社のグループ企業です。Ａ社は野菜苗等の生産販売等をしており、Ａ社が作った子会社が譲受法人になります。面接には法人代表者と代理人が来ら

れました。譲受法人はネギの栽培を規模拡大し、安定したネギ販売をしています。営農計画も提出されており、これからは青ネギ、キャベツも取り入れていく予定とのことでした。現地を見る限り、マルチが敷いてあり、本当に良く手入れされていると思いました。販売ですが、大阪のネギの加工会社へ全量出荷しているそうです。収穫したものを販売するのではなく、加工会社が必要な分を取りに来るようです。本社の社員が2人から3人出向し、アルバイトを5人から10人雇い、やっているとのことでした。また、コンニャク農家と一緒に消毒を研究し、連作障害が出ないような方法を取っているということでした。調査班としては許可相当と判断しました。以上です。

議 長

以上で事務局の説明、それから調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

◇（意見、質問等なし）

議 長

ないようですので、採決をしたいと思います。

整理番号26番から30番は5条申請と関連があるため、後に一括して審議を行うこととします。整理番号1番から25番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号26番から30番は5条申請と関連があるため、後に一括して審議を行うこととし、1番から25番を許可とすることに決定いたします。

次に、議案第56号 農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から5番までの審議をお願いします。事務局の説明をお願いします。

小池主事

◇（議案書・順次、整理番号、転用目的、備考等を朗読、説明）

以上、整理番号1番から5番の申請については、農地法第4条第6項の不許可の条件に該当しないため、許可要件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

整理番号2番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いいたします。

11番委員
（2班班長）

整理番号4条の2番、哺乳牛舎の新築予定になります。現地・面接調査案内図104ページから110ページです。申請地は群馬県畜産試験場から北北西約3.8km、富士見クリーンステーションから北東約1.9kmに位置する赤城山の麓にある大規模牧場で、南側は宅地、他方面は道路に囲まれた農用地区内にある農地です。農用地区内の農地は原則として転用できませんが、農地法施行令4条第1項第2号イの例外規定にある農業用施設に該当するため、許可の対象になります。申請理由ですが、酪農業を営んでいて、生産性向上のため、哺乳牛舎を新築するためです。面接には譲受法人の代表と代理人が来られました。事業内容ですが、ホルスタイン牛1,400頭、肉用牛1,100頭、計2,500頭を飼育しているそうです。哺乳牛舎ですが、以前の場所が手狭になり、今回、新しく建設する予定とのことでした。予定地は傾斜地ですが、同じような土地で、すでに造成した土地がありますので、予定地も同様の造成をすると思われます。雨水は浸透性、外灯はなしとのこと。計画もしっかりしていて、実行性も確認でき、被害防除対策もとられています。調査班としては許可相当と判断しました。以上です。

議 長

以上で事務局の説明、それから調査班長の報告は終わりました。皆さんからの、ご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

6番委員

6番です。今回、申請理由として哺乳牛舎を造るということですが、現地・面接調査の資料106ページの住宅地図のコピーを見ますと、譲受人の牧場はどの辺りにあるのでしょうか。結構、離れたところなのでしょうか。現地があまり離れていると大変かと思ったものですから、お尋ねします。

11番委員
（2班班長）

大元の牛舎は建築予定地の西側に行くと、良く見えます。大きな牛舎がたくさんあります。この牛舎は近代的と言いましょ、自動的に搾乳できる牛舎だそうです。詳しくは分からないのですが、そのような説明がありました。

6 番委員	分かりました。
議 長	その他、ございますか。他にないようですので、採決をしたいと思います。
	整理番号 1 番から 5 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第 5 6 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、整理番号 1 番から 5 番までを許可とすることに決定いたします。
	なお、3, 0 0 0 m ² を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。
	次に、議案第 5 7 号 農地法の規定による許可後の計画変更申請 5 条許可について、整理番号 1 番から 3 番までの審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。
井上主任	◇（議案書・順次、整理番号、内容等、契約内容、転用目的等を朗読、説明）
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。
	◇（意見、質問等なし）
議 長	ないようですので、採決をしたいと思います。
	整理番号 1 番から 3 番を承認することに賛成の方の挙手をお願いします。
	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第 5 7 号 農地法の規定による許可後の計画変更申請 5 条許可については、整理番号 1 番から 3 番を承認とすることに決定します。
	次に、議案第 5 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 4 8 番までの審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。
井上主任	◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、転用目的、備考等を朗読、説明）
	以上、整理番号 1 番から 3 1 番、3 3 番から 4 6 番の申請については、農地法第 5 条第 2 項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしく願います。
議 長	なお、整理番号 4 0 番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
1 1 番委員 (2 班班長)	整理番号 5 条の 4 0 番。売買の農産物直売所用地です。現地・面接調査案内図 1 1 1 ページから 1 1 7 ページです。申請地は樋越町の 2 筆、合計 2, 6 6 4 m ² です。申請地は前橋市東消防署から南南西約 5 7 0 m に位置し、北側は田、南側は住宅、西側は県道、東側は水路及び道路に囲まれた農用地区域内にある農地です。農用地区域内にある農地は原則として転用できませんが、農地法施行令第 4 条第 1 項第 2 号イの例外規定にある農業用施設に該当するため、許可の対象になります。面接には譲受法人の代表と代理人が出席しました。申請地は道路より 4 0 c m くらい低いため、埋め土をする予定です。周辺の農地に対する水路などを入れて雨水処理し、また周囲に 1. 5 m の高さのフェンスを設置するそうです。営業時間は 8 時から 1 9 時まで、従業員 3 人ほど、パート 5 人、店休日は水曜日を予定しているとのこと。年間売上は 1 億 2, 0 0 0 万円から 1 億 5, 0 0 0 万円の見込みだそうです。一日の集客見込みは 5 0 0 人から 6 0 0 人とのことでした。当法人の農産物のほか、近隣の農家の農産物も扱う予定です。調査班としては、農産物直売所の新設により、近隣の農家の農産物も販売される利便性もあり、許可相当と判断しました。以上です。
議 長	以上で事務局の説明、それから調査班長の報告は終わりました。皆さんからの、ご意見、ご質問ございましたら、お願いします。
6 番委員	はい、6 番。整理番号 3 1 番、3 5 番、3 6 番、3 7 番といくつか同じ譲受人の申請があります。ただ所在地を見ますと、下大屋町、西大室町ということで、町が違うのですが、この施設は一群の施設として隣接、あるいは一体的な利用ができるような状態にある場所なのでしょうか。

井上主任	先ほどの案件になりますが、譲受人が同じですが、申請が別々の案件でありまして、利用とすると施設がかたまっている状況です。申請人は同じなのですが、売買であったり、賃貸借であったり、別々の案件になります。以上です。
6 番委員	現在、一群の施設としてあるということで良いわけですね。
井上主任	その通りです。
議 長	その他の方、ございませんか。ないようですので、採決をしたいと思います。
	整理番号 4 7 番、4 8 番は 3 条申請との関連があるため、後に一括して審議を行うこととし、整理番号 3 2 番を保留とし、整理番号 1 番から 3 1 番、3 3 番から 4 6 番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第 5 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、4 7 番、4 8 番は 3 条申請との関連があるため、後に一括して審議を行うこととし、整理番号 3 2 番を保留とし、整理番号 1 番から 3 1 番、3 3 番から 4 6 番までを許可とすることに決定いたします。
	それでは、審議を保留にいたしました農地法第 3 条の整理番号 2 6 番から 3 0 番、農地法第 5 条の整理番号 4 7 番から 4 8 番の審議を行います。事務局の説明をお願いします。
佐藤副主幹	◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、備考等を朗読、説明）
	以上、整理番号 2 6 番、2 7 番、2 9 番の申請については、農地法第 3 条第 2 項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしており、また整理番号 2 8 番、3 0 番については、事務処理基準に基づく許可基準を満たしておりますので、ご報告いたします。
井上主任	◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、転用目的を朗読、説明）
	以上、整理番号 4 7 番、4 8 番の申請については、農地法第 5 条第 2 項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	なお、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
1 1 番委員 （2 班班長）	整理番号 3 条の 2 6 番から 3 0 番、5 条の 4 7 番、4 8 番、現地・面接調査案内図 1 1 8 ページから 1 7 5 ページまでをご覧ください。申請地は、前橋市大室公園北駐車場から西北西約 1, 0 0 0 m に位置する、農用地区域内農地です。面接には、譲受法人の社員と申請代理人の行政書士が来られました。申請法人は、主に建設業を行っており、新たに太陽光発電による売電事業を行いたいとのこと。申請地は申請法人の代表者の親戚の土地を賃貸借し、営農型太陽光設備を設置し、関連法人が農地法第 3 条の解約要件付きの農業への新規参入により、下部で高麗人参の栽培を行うとのこと。設備は 2 か所の合計で、出力 3 1 5 W のパネル 1, 0 8 0 枚、合計出力 3 4 0. 2 k w、売電単価 3 6 円、年間売上約 1, 3 0 0 万円の計画です。関連法人が下部での高麗人参の栽培を行いますが、茨城県のつくば市で、先に太陽光の下部での高麗人参を栽培している法人があり、そこからの指導により営農を行います。種はそのつくば市の法人から譲り受け、種から苗を育て育成をします。高麗人参の栽培には、日陰で水はけのよい場所が適しているとのこと。生産物の販売はインターネット販売のほか、中国や韓国にも出荷をする計画だそうです。太陽光発電施設の周囲はフェンスで囲む予定です。この西大室町での営農のほか、上佐鳥町で賃貸借により、営農を行います。すでに、キクイモの栽培を始めて営農を進めているとのこと。調査班としては、被害防除対策が取られていること、転用の確実性、実行性、また営農についても先進地での営農を参考にする確認できたことから、許可相当と判断いたしました。以上です。
議 長	以上で事務局の説明、それから調査班長の報告は終わりました。皆さんからの、ご意見、ご質問ございましたら、お願いします。
	◇（意見、質問等なし）
議 長	ご意見等ございませんか。ないようですので、採決をしたいと思います。

	農地法第3条の整理番号26番から30番、農地法第5条の整理番号47番から48番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇（挙手）
議 長	全員賛成でありますので、農地法第3条の整理番号26番から30番、農地法第5条の整理番号47番から48番を許可とすることに決定いたします。 次に、議案第59号 公売農地の買受適格証明願 耕作目的について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明をお願いします。
佐藤副主幹	◇（議案書・順次、整理番号、公売実施機関、公売期日を朗読） 以上、整理番号1番の申請については、農地法第3条第2項の不許可の条件には該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	以上で事務局の説明が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いします。 ◇（意見、質問等なし）
議 長	ないようですので、採決をしたいと思います。 整理番号1番を適格とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇（挙手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第59号 公売農地の買受適格証明願 耕作目的について、整理番号1番を適格とすることに決定いたします。 なお、当該願い出人が最高価格競落人となり、許可申請書が提出された場合には、本証明願いの内容と事情が異なると会長が認めた場合を除き、許可して差し支えない旨の付帯決議事項を付けさせていただきます。 次に、議案第60号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、審議をお願いします。事務局の説明をお願いします。
森田主事	◇（別途資料朗読、説明）
議 長	以上で事務局の説明が終わりました。皆さんからの、ご意見、ご質問ございましたら、お願いします。 ◇（意見・質問等なし）
議 長	ないようですので、採決をしたいと思います。 議案第60号について、原案を決定することに賛成の方の挙手を求めます。 ◇（挙手）
議 長	賛成多数でありますので、議案第60号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更について、原案を決定いたします。 次に、議案第61号 令和4年度市農業施策等に関する意見について、審議をお願いします。事務局の説明をお願いします。
篠崎副主幹	◇（議案書の朗読、説明）
	議案書の朗読、説明後に、10月1日の市長、市議会議長への農業施策意見要望、その後の意見交換会への出席の依頼。
議 長	事務局の説明が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。 ◇（意見、質問等なし）
議 長	ご意見ございませんか。10月1日当日に出席される方、今、ご指名がございましたが、よろしいですね。よろしくお願いいたします。 他になれば採決したいと思います。よろしいですか。採決をいたします。 令和4年度市農業施策等に関する意見について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇（挙手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第61号 令和4年度市農業施策等に関する意見につい

て、原案を決定いたします。

次に、議案第62号 農地利用最適化推進委員辞任申し出に対する農業委員会の同意について審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

藤井副参事
議長

◇（別途資料の説明）

この件について、何かご質問等ございますか。

議長

◇（意見、質問等なし）

よろしいですか。なければ採決をいたします。

議案第62号について、農地利用最適化推進委員辞任申し出に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

議長

◇（挙手）

全員賛成でありますので、議案第62号 農地利用最適化推進委員辞任申し出に対する農業委員会の同意について、賛成することに決定いたします。

次に、39ページ以降の報告事項ですが、報告事項（1）から（3）までの内容は、

- | | |
|---------------------------|-----|
| （1）法第4条の届出書の受理状況 | 2件 |
| （2）法第5条の届出書の受理状況 | 34件 |
| （3）法第18条第6項の規定による通知書の交付状況 | 8件 |

報告事項（4）は、8月総会において許可とした、法第5条の農地転用5件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会とさせていただきます。

（閉会 午後2時59分）